

告示

埼玉県告示第千二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新江川土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田 孫兵衛	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地
同	田村 一郎	同 酒卷千八百六十九番地
同	坂本 雅一	同 南河原二千六百九十七番地二
同	坂本 芳造	同 同 七百三十二番地
同	佐野 春男	同 同 二千五百五十二番地
同	吉野 三三	同 犬塚五百九十九番地二
同	大山 幸夫	同 酒卷千八百七十一番地
同	細井 清隆	同 犬塚六百八十二番地
同	今村 五郎	同 南河原九百二十番地
同	島 沢 一雄	同 犬塚千二百五十六番地
同	中村 育雄	同 南河原二千六百七十三番地口号
同	島 村 光行	同 馬見塚三百七十番地三
同	新 利 夫	同 酒卷千九百十五番地一
同	中 丸 伊佐夫	同 南河原二千六百六十九番地
同	野 口 金五郎	同 酒卷千九百六十二番地
監事	吉田 勝伸	同 北河原九十八番地
同	大屋 寛	同 犬塚七百三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	坂本 忠雄	埼玉県行田市大字南河原二千六百九十七番地二
同	吉田 孫兵衛	同 北河原二百十二番地
同	中村 賢一	同 酒卷千八百九十番地二
同	坂本 芳造	同 南河原七百三十二番地
同	佐野 春男	同 同 二千五百五十二番地
同	吉野 三三	同 犬塚五百九十九番地二

